令和7年度　　江戸川区立船堀第二小学校　『特別の教科　道徳』教育全体計画

【法的根拠】
日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

学校の教育目標

東京都、江戸川区教育委員会の教育目標を踏まえ、人権尊重の精神を基盤に国際的な広い視野をもち、地域社会に学び、個性や能力に応じた指導の充実を図り、人間性豊かな児童の育成を目指し、次の教育目標を設定する。

〇進んで学習する子ども
〇思いやりのある子ども
〇じょうぶな子ども

【地域の実情】
【学校の実情】
【児童の実態】
【教師の願い】
【保護者の願い】

本校の道徳教育の重点目標

・自己を見つめさせることを通して、よりよく生きるための道徳的実践力を育てる。
・認め合い、助け合い、励まし合う友人関係を通して、相手の立場を尊重する思いやりのある子を育てる。

各学年の指導の重点

第1学年及び第2学年
・素直に伸び伸びと生活する
・友達と仲良くし、助け合う

第3学年及び第4学年
・正直に明るい心で生活する
・相手のことを思いやり、親切にする

第5学年及び第6学年
・誠実に、明るい心で生活する
・相手の立場に立って親切にする

各教科

国語
正しく美しい言語感覚を養い、豊かな情操を育てる。

社会
幅広い見方をして正しく判断し、自分の意見を進んで発表しようとする

算数
見通しをもち、筋道を立てて考え、合理的に処理できる態度を育てる。

理科
生命のつながりを知り、かけがえのないいのちを大切にしようとする態

生活
具体的な活動や体験を通して、社会や自然と自分とのかかわりに気

音楽
美しいもの、崇高なものを尊ぶ心情を育てる。

図画工作
創意工夫を生かし、身の回りを美しくしようとする態度を養う。

家庭
家族の一員としての役割を自覚し、助け合って生活しようとする態度を育てる。

体育
健康や安全に対する能力を身につけ、明るい生活をしようとする態度を育てる。

外国語
外国の文化や習慣を理解し、大切にしようとする態度を育てる。

読書科
自分の考えを他者に表現することで、他者とともに思考を深めようとす

特別の教科　道徳

各学年の重点内容項目

1年　善悪の判断　正直　友情　礼儀

2年　善悪の判断　正直　友情　礼儀

3年　善悪の判断　正直　思いやり　礼儀

4年　善悪の判断　正直　思いやり　礼儀

5年　自由と責任　親切　礼儀
相互理解　寛容

6年　自由と責任　誠実　親切　礼儀
相互理解　寛容

指導方針
児童一人一人が、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、道徳的実践力の育成を図る。

指導の工夫
本時のねらいとのかかわりにおいて、自己を見つめ、内面的資質としての道徳的実践力を主体的に身に付けていけるよう、以下の7点を工夫する。

①教材提示の工夫
②発問の工夫
③話合いの工夫
④書く活動の工夫
⑤表現活動の工夫
⑥板書を生かす工夫

外国語活動

・外国語に慣れ親しむことによって、外国の文化や習慣を理解し、大切にしようとする態度を養う。
・外国語活動を通して、いろいろな友達とコミュニケーションを図り、互いのよさを認め合う心を育てる。

総合的な学習の時間

・人との関わりから、生き方、考え方を学ぶことによって、生きる力を育む。
・自ら課題を見つけ、解決していく活動を通して、問題を解決する力や正しい判断力を養う。

特別活動

学級活動
集団の一員としての自覚を深め、よりよい生活を築こうとする心情や実

児童会活動
自主的な活動の機会を充実し、集団の中で自己を生かす能力を養う。

クラブ活動
異学年集団で活動することにより、相手のことを思いやる心情を育てる。

学校行事
集団活動を通して、教師と児童、児童相互の人間関係を深める。

生活指導
日常生活に必要な生活習慣を形成するために、毎月の生活目標を定め、週ごとに重点的

環境整備
各教室や校庭、廊下、階段など、児童の安全を第一に考えて点検を行うと共に、清掃を徹底し気持ちの良い環境作りをする。

家庭・地域との連携
道徳授業地区公開講座や学校公開の機会を通し、道徳教育についての共通理解を図る。

推進体制
道徳教育推進教師や道徳部を中心に、授業の資料を提供したり推進したりする。